

西脇市消費生活センター

☎22-3111(防災安全課内)

No.149

改正特定商取引法が施行されました

消費者被害救済ルールを定めている「特定商取引法」が高齢者被害の増加を受けて改正され、昨年12月1日に施行されました。主な改正点は以下のとおりです。なお、施行日以前に締結された契約には改正事項は適用されません。

- ①電話勧誘販売において過量販売規制を導入。一度に大量に販売するケースや次々と販売するケースで事業者が過量だと分かりながら消費者に契約させた場合、契約を解除することができる(契約日から1年以内)
- ②消費者の承諾を得ていないファクシミリ広告の送り付けを禁止
- ③契約の取消権の行使期間を1年に延長
- ④指定権利(※)制度を廃止権利の範囲を拡大。未公開株や社債の債権などを対象に追加し、名称を特定権利制度に改称
- ⑤悪質事業者の対応強化として、業務停止命令の期間を2年に延長。また、次々と法人を立ち上げ違反行為を行う事業者には業務禁止命令制度を創設し、業務停止を命じられた業務を新たに開始することを禁止

(※) スポーツ施設の利用や芸術鑑賞、語学の教授を受ける権利のこと

おもてなしコラム 22

西脇市では、「日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例」を施行。豊饒の地で生産された地域食材や地場産業などの魅力に認識を深め、またみんなが郷土に誇りと愛着を持って来訪者をもてなすことで、本市のさらなるにぎわいの創出を目指しています。

■問合せ 農林振興課(市役所内線323)
まちづくり課(市役所内線521)



地域の人による地域食材を使った「おもてなし」

お客さまとの触れ合いを大切に

西脇市の中心市街地にある国登録有形文化財「旧来住家住宅」。大正ロマンの薫り漂う敷地内にはワン・デイ・シェフレストラン「梅吉亭」があり、地域食材をふんだんに使ったシェフこだわりのメニューを日替わりで提供しています。

遠方から来られるお客さまには西脇市の魅力を分かりやすくお伝えし、常連のお客さまには自宅のようにくつろいでいただける雰囲気づくりを目指し、日々“おもてなしの心”をモットーに接客をしています。「ごちそうさま、おいしかったよ」とお客さまからお言葉をいただく瞬間は、私たちシェフにとって何よりも最高のひとときです。そして、そんな最高の喜びを一緒に分かち合える仲間も大募集しています。

これからも地域食材を使った料理で西脇市の魅力をたくさん伝えていくとともに、“おもてなしの心”で訪れる人を笑顔にしていきたいと思ひます。

ワン・デイ・シェフレストラン「梅吉亭」
代表 遠藤まき子
(シェフ希望の方は090-1589-0698へ)



▲切り花処理を体験(マルエー生花)

- ・活動中は弁当を持参します。
- ・トライやるワッペン(名札)を付けて活動します。
- ・活動経費は、申請に基づき各学校からお支払いします。
- ◆昨年度ご協力いただいた事業所の方からの感想
 - ・子どもたちの初々しさを見ていると、私も初心にかえり今の自分を見直す良い機会になっていると感じます。受け入れた中学生の姿を見
 - ・西脇中学校 (☎22-2725)
 - ・西脇東中学校 (☎22-3905)
 - ・西脇南中学校 (☎22-3553)
 - ・黒田庄中学校 (☎28-2072)
- ◆申込み・問合せ
 - ・学校教育課 (市役所内線527)
 - ・西脇中学校
 - ◆申込み・問合せ
 - ・学校教育課
 - ◆申込み・問合せ
 - ・学校教育課
 - ◆申込み・問合せ
 - ・学校教育課

好きです!! にしわき わたしのふるさと

今、この時を輝いて生きる
一次世代につなぐ、心豊かな人づくり、まちづくり—
教育委員会や学校園の情報をお知らせします。

中学2年生の職場体験「トライやる・ウィーク」 受け入れ事業所を募集します

「トライやる・ウィーク」は、中学2年生が地域のごまな職場体験を通して自分を見つめ直し、自立性を高める活動です。地域や事業所の皆さんにご協力いただき、今回で21回目を迎えます。

「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、働くことの尊厳や厳しさ、地域の方々やお客さまと触れ合うことの喜びや充実感などを教えていただける事業所等を募集します。

受け入れていただける事業所がありましたら、下記へお問い合わせください。

◆とき
6月4日(月)～8日(金)
午前9時～午後3時

◆その他

・活動中は弁当を持参します。

・トライやるワッペン(名札)を付けて活動します。

・活動経費は、申請に基づき各学校からお支払いします。

◆昨年度ご協力いただいた事業所の方からの感想

・子どもたちの初々しさを見ていると、私も初心にかえり今の自分を見直す良い機会になっていると感じます。受け入れた中学生の姿を見

・西脇中学校 (☎22-2725)

・西脇東中学校 (☎22-3905)

・西脇南中学校 (☎22-3553)

・黒田庄中学校 (☎28-2072)



▲播州織の作品づくりに挑戦(有限会社玉木新雌)

て、私自身積極的に動くことやあいさつの大切さを改めて学ぶことができました。

◆1次締切 2月14日(水)

※1次締め切り後も随時受け付けします。

◆申込み・問合せ

・学校教育課

(市役所内線527)

・西脇中学校

(☎22-2725)

・西脇東中学校

(☎22-3905)

・西脇南中学校

(☎22-3553)

・黒田庄中学校

(☎28-2072)

心のスケッチ

107

人権教育室コラム

手話研修を受講して

先日、手話研修会に参加しました。これまで何度か手話研修を受講したことがありますが、日常生活で使う機会が少なく、一から学び直すという気持ちで受講しました。

研修会の資料の中には、市内在住で聴覚障害のある方を対象とした生活の中で困ることのアンケート結果があり、次のような意見がありました。お店のレジで店員に話しかけられるのが分からない▽話し物をしたときに呼ばれても分からない▽職場等の社内放送が聞こえず、自分だけが知らないままだった▽地域の人たちに聴覚障害について知ってもらいたい▽一対一の対面なら身振り手振りで言っていることが何とか分かるが、大勢が話していると全く分からない

健康者には伝わりにくい苦労がたくさんあることが分かりました。研修会では、お礼や自己紹介、簡単なあいさつの手話を教えてもらいました。手話通訳をされている方は、特別な能力を持っていると思ってい

ましたが、研修会への参加で身近に感じるようになりました。平成29年4月に「西脇市手話言語条例」が施行されました。この条例は手話を一つの言語として認め、聴覚障害について理解し、障害の有無に関わらずスムーズに、そして日常的に手話を使って意思疎通ができる社会を目指す内容となっております。

昨年11月に開催された西脇市人権教育研究大会の全体会で、片山市長があいさつの終わりに「ありがとうございまして」と手話で述べられました。耳の不自由な方にとってもうれしい一コマだったと思います。手話を覚えるには普段のあいさつのときなどに手話を添えて会話をすればいいのだと気付きました。

聴覚障害のある方だけでなく、多くの人が自然に手話を使う環境になるよう、研修会で学んだ手話を日々の生活の中で使っていきたいと思ひます。(人権教育室)

市長からの手紙

西脇を元気に!!

49



西脇市長 片山象二

「立春式」・「成人式」に出席して

人生の節目となる「立春式」と「成人式」で、西脇市の将来を担う若者の門出をお祝いしました。

ニュースなどで荒れた式典が報じられるなか、西脇市の両式典が、ともに厳粛な雰囲気の中で執り行われたことに、素晴らしい若者たちを育ててくださった保護者の皆さま、地域の方々、教育関係者等に深い敬意と感謝の念を覚えるとともに大変誇らしく感じました。

15歳の中学3年生は義務教



立春式に市内の中学生149人が参加(1月14日)

育を終え、これから進学や就職でそれぞれの道を歩んでいくこととなります。また、新成人の皆さんは大人の仲間入りをし、これから一人の社会人として、自分の夢に向かって進んでいくことでしょう。皆さんには私たち世代ができなかったことにどんなチャレンジし、困難や挫折を乗り越え、自分の夢を実現させてほしいと願っています。

西脇市に住み続ける人は地域とのつながりを大切に、町に活気を与えてくれたらうれしく思います。また、西脇市を離れる人は広く世界で活躍し、私たちに勇気や元気を与えてほしいと思います。

西脇市には解決すべき課題がたくさんありますが、西脇市で育った多くの若者がふるさとのために、さまざまな分野で活躍してくれることを心から期待しています。このまに住んでいることを誇れる「西脇市」をともに創っていきましょう。